令和８年度空港北町出張所車庫シャッター修理外１件

仕　様　書

１．工事概要
本工事は、空港北町出張所の車庫シャッターの故障原因の調査及び修理、コーナーガードの取付、北九州港湾・空港整備事務所庁舎の３Ｆ執務室及び１Ｆ会議室のドアクローザー修理（位置調整）を行うものである。

２．施工場所
北九州市小倉南区空港北町６番(空港北町出張所構内車庫)
北九州市門司区西海岸１丁目４番４０号（北九州港湾・空港整備事務所庁舎）

３．工　期
契約締結日から令和９年１月１５日までとする。
なお、工期は土曜日、日曜日、祝休日、年末年始休暇を休日として設定している。

４．工事内容

工　種　名　称	規格・形状寸法	単位	数量	摘 要
空港北町出張所車庫シャッター修理外１件		*式*	*1*	
車庫電動軽量シャッター現地調査	三和シャッター工業（株）製品	箇所	1	
車庫電動軽量シャッター修理		箇所	1	
車庫コーナーガード取付	Ｌ型、L=900㎜、ゴムクッション	箇所	4	
ドアクローザー修理（位置調整）	３Ｆ執務室及び１Ｆ会議室	箇所	2	

５．支給材料及び貸与物件
な　し

６．特記事項
6-1　車庫シャッターの修理（閉鎖時の途中停止）については、現地調査による修理箇所の特定後、当局職員と協議し、工期末日までに契約変更を行うものとし、当初は計上しないものとする。

6-2　車庫コーナーガード取付については、柱１本に対して２箇所×２本＝計４箇所の取付け、床上50㎝からの取付けとするものとする。

6-3　ドアクローザーの修理については、既設ドアクローザーを使用し、取り付け位置の調整を行うものとする。なお、取り付け位置の調整、再取り付けに当たりビスの紛失箇所の補充取り付けを行うものとする。

6-4　指定以外の材料を使用する場合は、事前に当局職員の承諾を得なければならない。

6-5　材料検査及び施工検査に伴う試験は、当局職員の指示によるものとする。

6-6　本工事は、廃棄物処理法、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱並びに関係法令を遵守し、施工するものとする。

７．その他
7-1　本工事において疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7-2　本工事において現場条件により変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

7-3　工事管理は、諸規則に従い火災、盗難、その他事故防止に留意するものとする。

7-4　本工事の施工に当たっては、既設構造物、家財等に損傷・汚損等を与えないよう十分注意するとともに、万一損傷、汚損を与えた場合は受注者の負担をもって原形に復旧するものとする。

7-5　本工事の施工に当たっては、工事工程等を当局職員と十分打合せするものとする。

7-6　設計図面に明記なくとも、関係法令上または対象物件の性能上当然必要となるものについては、原則として請負金額の範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。

7-7　本故障原因の特定調査において、不具合箇所が確認された場合は当局職員に速やかに報告するものとし、受発注者間の協議により契約変更の対象とする。

7-8　修理完了後、作業状況の工事写真等を取り纏めた資料を当局職員に提出するものとする。

7-9　本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

８．支払条件
検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。